第十六条の二第四項中「告示で定める表示」を「告示で定める標識」に改め、「による表示」を削り、同項に次のただし書きを加える。

ただし、コンテナに収納された危険物が微量危険物と標札等義務付け対象危険物以外の危険物である場合は、この限りではない。

第十六条の二第八項中「第七条の三第三項」を「第七条の三第四項」に、「第三十七条の九第一項第一号イ(3)」を「第三十七条の十七第一項第一号イ(3)」に、「第三十七条の九第一項第一号ハ」を「第三十七条の十七第一項第一号ハ」に改め、同条第十一項中「ドライアイス　ドライアイス使用中　入る前に十分な換気を行うこと。」(本邦各港間において運送する場合に限る。)又は「DANGEROUS CO_2 (DRY ICE)　INSIDE.　VENTILATE　THOROUGHLY　BEFORE　ENTERING」の文字を記載した表示」を「冷却剤は、別表第一の国連番号の欄に1845、1951又は1977と掲げられている危険物」に改め、同条第四項から第十一項までを二項ずつ繰り下げ、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　規則第二十八条第二項の告示で定める質量又は容量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める質量又は容量とする。

一　前項第一号の危険物　内装容器に収納される危険物の質量若しくは内装容器の容量又は物品危険物の質量若しくは容量については別表第一の少量危険物の許容容量又は許容質量の欄に掲げられている質量又は容量（総質量（内装容器又は物品危険物の質量及び外装容器の質量を含む。）については三〇キログラムとする。）

二　前項第二号の危険物　別表第一の微量危険物の許容容量又は許容質量の欄に掲げられている記号に応じ、同表備考5の2に規定する質量又は容量

5　規則第二十八条第二項の告示で定める特定危険物は、微量危険物とする。

第十六条の二に次の一項を加える。

14　規則第二十八条第七項の告示で定める様式は、第五号の二様式とする。

第十七条の二第四項中「第五十条」に、「第一号から第四号まで及び第六号の規定は隔離区分がSの場合にあつては第一号及び第二号の規定は等級が一・四」に改め、同項第四号、第五号及び第八号を削り、同項第六号を第四号とし、同項第七号を第五号とし、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一　居住区域（船舶防火構造規則第二条第十四号の居住区域をいう。以下同じ。）及びそれに繋がる吸気口、業務区域（船舶防火構造規則第二条第十六号の業務区域をいう。以下同じ。）、機関区域（船舶防火構造規則第二条第二十一号の機関区域をいう。以下同じ。）並びに救命設備から水平距離で十二メートル以上離れた場所に積載すること。

二　船側外板から水平距離で船の幅の八分の一又は二・四メートルのうちいずれか小さい方の距離以上離れた場所に積載すること。

第十七条の二第一項から第三項までを削り、同条第四項を同条とする。

第十八条中「要件」を「基準」に改め、「火薬庫の種類に応じ」を削り、同条各号を次のように改める。

一　移動式であつて、堅牢な構造を有する収納設備であること。

二　当該収納設備内の床面が木材で内張りされていること。

三　風雨密であり、船体に固定できる構造であること。

第十八条の四第一号中「発火源となる設備及び熱源」を「蒸気管、特定機関区域（船舶防火構造規則第二条第十九号の特定機関区域をいう。以下同じ。）その他の熱源（以下単に「熱源」という。）」に、「三メートル」を「二・四メートル」に改め、同条第四号に次のただし書きを加える。

ただし、コンテナに収納されている場合にあつてはこの限りでない。

第十八条の四中第三号及び第六号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第七号を第五号とし、第八号を第六号とする。

第十九条第一号中「発火源となる設備及び」を削り、「三メートル」を「二・四メートル」に改め、同条第二号を削り、同条第三号を第二号とし、同条第四号を第三号とし、同号に次のように加える。

ニ　IBC容器（容器記号が31H1又は31H2のものに限る。）

第十九条に次の一号を加える。

四　甲板上積載をする場合は、日光の直射を受けないようにすること。ただし、コンテナに収納されている場合にあつてはこの限りでない。

第二十条の三第一号中「発火源となる設備及び」を削り、「三メートル」を「二・四メートル」に改め、同条第二号及び第三号を削り、同条第四号を第二号とし、同条に次の一号を加える。

三　甲板上積載をする場合は、日光の直射を受けないようにすること。ただし、コンテナに収納されている場合にあつてはこの限りでない。

第二十一条の二第二号中「発火源となる設備及び」を削り、「三メートル」を「二・四メートル」に改め、同条第三号を削り、同条第四号を第三号とし、同条第五号を第四号とし、同条に次の一号を加える。

五　甲板上積載をする場合は、日光の直射を受けないようにすること。ただし、コンテナに収納されている場合にあつてはこの限りでない。

第二十二条を次のように改める。

第二十二条　削除

第二十三条の二中「次の各号に定めるとおり」を「乾燥した場所に積載すること」に改め、第一号及び第二号を削る。

第二十五条の六の二第一項第二号の表鋼製継目なし容器の項の次に次のように加える。

炭素鋼製溶接容器	ISO一〇四六〇

第二十五条の六の二第一項第二号の表混合ガスを充てんする容器の項の次に次のように加える。

移動式ガス貯蔵装置	ISO一六一一

第二十五条の六の二に次の一項を加える。

3　サルベージ高圧容器は、次の各号に掲げる事項について船積み地を管轄する地方運輸局長の承認を受けたものでなければ使用してはならない。

一　容器の構造及び試験

二　容器の使用に関する手順書

三　容器の表示

四　前各号に掲げるもののほか、地方運輸局長が必要と認める事項

第二十五条の六の二の次に次の一条を加える。

（フレキシブルバルクコンテナ）

第二十五条の六の三　フレキシブルバルクコンテナは、次の各号に掲げる要件に適合するものであること。

一　釣り上げられるように設計された容器にあつては、容器の総質量の六倍に相当する荷重を均一に加えた状態において、釣り上げた場合に、漏えい又は運送の安全性を損なうおそれのある損傷がないこと。

二　危険物を収納した状態において、長さ三〇〇ミリメートルの裂け目を入れて容器の総質量の二倍に相当する荷重を均一に加えた場合に、当該裂け目の長さが一・二五倍を超えて増加しないこと。

三　積み重ねるように設計された容器にあつては、設計輸送積載重量の四倍の荷重を二十四時間持続して加えた場合に、漏えい又は運送の安全性を損なうおそれのある損傷がないこと。

四　容器等級がⅢの危険物を収納した状態において、〇・八メートルの高さから落下面に底を下にして落下させ、かつ、引き落した場合に、漏えい又は運送の安全性を損なうおそれのある損傷がないこと。

五　釣り上げられるように設計された容器にあつては、危険物を収納した状態において、床面に寝かせてから垂直になるまで速やかに引き上げた場合に、漏えい又は運送の安全性を損なうおそれのある損傷がないこと。

第二十五条の七第三項中「次」を「第一号から第四号まで」に、「、製造」を「は製造」に改め、「経過した場合」の下に「とし、第五号に掲げる容器については製造された月から起算して二年を経過した場合」を加え、同項に次の一号を加える。

五　フレキシブルバルクコンテナ　別表第1を次のように改める。